

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	肝炎医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、肝炎医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

平成29年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	肝炎医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の概要 大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則(平成20年大分県規則第24号。以下「規則」という。)の規定に基づき、医療費の助成に関する申請があった場合、審査を行い結果を通知する。申請者は、保健所に申請を行い、県本庁に進達され、決定が行われる。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>(1) 肝炎治療</p> <p>① 医療費の助成に関する事務(規則第3条)</p> <p>② 認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(規則第4条第1項)</p> <p>③ 肝炎治療受給者証に関する事務(第4条第2項)</p> <p>④ 変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(規則第5条)</p> <p>⑤ 認定の取消しに関する事務(規則第7条)</p> <p>(2) 肝がん・重度肝硬変治療</p> <p>① 医療費の助成に関する事務(規則第10条)</p> <p>② 認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(規則第11条)</p> <p>③ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証に関する事務(第12条第1項)</p> <p>④ 更新の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(規則第12条第3項)</p> <p>⑤ 変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(規則第13条)</p> <p>⑥ 認定の取消しに関する事務(規則第15条第1項、第2項)</p>
③システムの名称	大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、肝炎医療費助成システム、肝がん・重度肝硬変医療費助成システム
2. 特定個人情報ファイル名	
肝炎治療受給者台帳、肝がん・重度肝硬変治療参加者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項(利用範囲)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例第27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲) 別表第一の1の2の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年大分県規則第60号)第3条の2</p> <p>○住民基本台帳法施行条例(平成14年大分県条例第43号)第2条(本人確認情報の利用に係る事務)別表第一の7の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条</p> <p>○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲) 別表第一の1の2の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部健康づくり支援課
②所属長の役職名	健康づくり支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県福祉保健部健康づくり支援課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線:2665)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月1日	②事業の概要	<p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>① 医療費の助成に関する事務(規則第3条)</p> <p>② 認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(規則第4条第1項)</p> <p>③ 肝炎治療受給者証に関する事務(第4条第2項)</p> <p>④ 変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(規則第5条)</p> <p>⑤ 認定の取消しに関する事務(規則第7条)</p>	<p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>(1) 肝炎治療</p> <p>① 医療費の助成に関する事務(規則第3条)</p> <p>② 認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(規則第4条第1項)</p> <p>③ 肝炎治療受給者証に関する事務(第4条第2項)</p> <p>④ 変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(規則第5条)</p> <p>⑤ 認定の取消しに関する事務(規則第7条)</p> <p>(2) 肝がん・重度肝硬変治療</p> <p>① 医療費の助成に関する事務(規則第10条)</p> <p>② 認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(規則第11条)</p> <p>③ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証に関する事務(第12条第1項)</p> <p>④ 更新の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(規則第12条第3項)</p> <p>⑤ 変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(規則第13条)</p> <p>⑥ 認定の取消しに関する事務(規則第15条第1項、第2項)</p>	事前	
平成30年11月1日	③システムの名称				
令和1年6月25日	IV1 基礎項目評価書		新様式への変更		